船舶

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	一二
総トン数が五百トン未満のもの	九
油槽船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三
総トン数が二千トン未満のもの	一一
薬品槽船	一〇
その他のもの	一五
総トン数が二千トン未満のもの	
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
カーフェリー	一一
その他のもの	一四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
漁船	六
薬品槽船	八
その他のもの	一〇

船舶

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四条から第十九条までの適用を受ける鋼船	
漁船	
総トン数が五百トン以上のもの	一二
総トン数が五百トン未満のもの	九
油槽船	
総トン数が二千トン以上のもの	一三
総トン数が二千トン未満のもの	一一
薬品槽船	一〇
その他のもの	一五
総トン数が二千トン未満のもの	
しゅんせつ船及び砂利採取船	一〇
カーフェリー	一一
その他のもの	一四
船舶法第四条から第十九条までの適用を受ける木船	
漁船	六
薬品槽船	八
その他のもの	一〇